

国設宮島沼鳥獣保護区

宮島沼特別保護地区

指定計画書（案）

平成 14 年 月 日

環 境 省

1 特別保護地区の名称
宮島沼特別保護地区

2 国設鳥獣保護区の設定区分
集団渡来地の保護区

3 特別保護地区の区域
宮島沼鳥獣保護区全域

4 指定理由

当該区域は、鳥獣保護区と同様の区域である。

当該区域は、北海道のほぼ中央部にあって、美唄市西南部石狩川左岸沿いの河跡湖沼群の一部となる地域に位置している。宮島沼は、マガン等が好む見通しの良い浅い沼であり、そのねぐら及び休息地として適した環境が保持されていることから、ガン類をはじめ淡水性カモ類等の水鳥類、草原性の鳥類等にとって良好な生息地となっている。

毎年春と秋にはマガン、ヒシクイ、コハクチョウ等の水鳥類が多数渡来し、我が国における重要な渡り鳥の中継地となっている。特に、マガンの渡来数は、我が国における春の渡りの最大規模となるおよそ5万羽を超えるほどまでに至っている。これは東アジアの推定個体数の約半数ともいわれている。

このように、宮島沼は、全国的及び国際的見地から渡り鳥の保護上重要な地域であることから、国設鳥獣保護区を設定するものであり、これに加え、当該地域はマガンをはじめとする多数の渡り鳥が集中してねぐら及び休息地として利用しており、その生息環境としても特に重要な区域であることから、特別保護地区に指定し、その保全を図るものである。

5 特別保護地区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 41ha

内訳

ア 形態別内訳

林 野 - ha

農耕地 - ha

水 面 26ha

その他 15ha

イ 所有者別内訳

国有地 41ha

〔	財務省	9ha
	国土交通省	32ha

ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域
該当なし

6 特別保護地区の存続期間

平成14年11月1日から平成34年10月31日まで（20年間）

7 指定区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア 特別保護地区の位置

北海道のほぼ中央部にあって、北緯43°20′、東経141°43′、美唄市西南部の石狩川左岸東方約500mに位置する。

イ 地形、地質等

周辺部は、石狩川流域の石狩川低地に属し、表層地質は泥炭及び粘土層の大規模な泥炭地域で、沼周辺部は泥炭土の低位泥炭地である。沼は、標高13m、最大水深2.4m、平均水深1.7m、湖面積41haの浅い淡水湖沼である。特に流入・流出河川はないが、周辺の田・畑の灌漑用水として利用されている。

ウ 植物相の概要

水辺域でマコモ・ヨシ群落が広く分布している。陸域においては、ヤチダモ、ハンノキ、オノエヤナギなどの広葉樹が散在分布し、草本類としては、オオヨモギ、オオイタドリ等が分布している。

エ 動物相の概要

鳥類としては、マガン、ヒシクイ、コハクチョウをはじめとするガンカモ類及びコチドリ、ツルシギ、オオジシギ等のシギ・チドリ類等多くの水鳥類の渡りの中継・休息地として利用されている。まれにハクガンや国内希少野生動植物種であるシジュウカラガンも見られる。

その他の鳥獣としては、カイツブリ類ではカイツブリ、ハジロカイツブリ等、サギ類ではチュウサギ、アオサギ等、カモメ類ではユリカモメ、カモメ等が見られる。また、猛禽類については、国内希少野生動植物種であるオジロワシ、オオタカ、ハヤブサをはじめ、ハイタカ、ハイイロチュウヒ、チュウヒ等がみられる。

哺乳類としては、エゾユキウサギ、エゾヤチネズミ、エゾタヌキ、キタキツネの生息が確認されている。

(2) 生息する鳥獣類

別表のとおり

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

ア 被害の報告

当該地域は、水面を中心とした沼地であり、区域内での農林業への被害はない。
また、当該水面は漁業権が設定されていないため、水産業への被害もない。

なお、近年における宮島沼へのマガン飛来数の増加及び小麦への転作増加等に伴い、周辺市町村の一部の農地において小麦への食害が発生している。

イ 有害鳥獣駆除の実績

当該地域においては、近年、有害鳥獣駆除は実施されていない。
また、北海道猟友会は狩猟の自粛をしている。

8 鳥獣法第8条ノ8第9項の規定による補償に関する事項

該当なし

9 特別保護地区の指定及び維持管理に関する事項

特別保護地区用制札	8本
案内板	1基